

【本送信票を含む1枚】

令和4年8月4日

<タイトル>

佐渡市選挙管理委員会職員の懲戒処分等のお知らせ

日頃、佐渡市選挙管理委員会行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の第81投票所(田切須集落開発センター)において、有権者48人に対し、選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙を取り違えて交付したことについて、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

被処分者所属及び処分内容等	第81投票所投票事務主任(両津病院職員(係長級 40歳代))	減給 10分の1 1月間
	第81投票所投票事務従事者(学校教育課職員(庁務員 50歳代))	戒告
監督責任等	選挙管理委員会の書記4人を嚴重注意とした。	
処分日	令和4年8月4日付け	
再発防止策	選挙事務に係る基本的な確認事項を徹底することに尽きますが、特に、今回の事例を踏まえ、投票が複数ある選挙の際は、投票用紙の枚数確認に加え、その配置においても複数名による確認を徹底します。	
特記事項	選挙管理委員会委員長コメント このたびの投票用紙の誤交付事案が発生したことは、選挙事務の信頼性を損なうものであり、事の重大さを非常に重く受け止めております。 投票用紙の誤交付を受けた有権者の皆様はじめ市民の皆様にも、多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。 今後、選挙事務に係る基本的な確認事項、投票用紙の枚数確認や配置においても複数名による確認を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。	
備考	なお、この事案が発覚した際、直ちに、投票用紙の誤交付を受けた有権者の皆様にもこの事案の経過を説明し、謝罪をしております。	

本件についての問合せ先

佐渡市選挙管理委員会事務局

事務局長 甲斐 由紀夫

電話(直通)0259-63-3111



SDGs未来都市